

公 示

秋田県運営適正化委員会委員の選考に当たり、意見を求める選考委員会の委員の任期が満了になりますので、選考委員会委員の候補者を次のとおりとしました。

選考委員会委員の候補者について御意見のある方は、次により提出してください。

運営適正化委員会とは、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保や福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決のために社会福祉法第83条の規定に基づき都道府県社会福祉協議会に設置されるもので、その委員は社会福祉法施行令第15条第3項の規定に基づき、選考委員会の同意を得て都道府県社会福祉協議会会長が選任することになっています。

本公示は、この選考委員会の委員を選任するに当たり、社会福祉法施行令第15条第5項の規定に基づき関係者の意見を聴くために行うものです。

令和8年5月13日

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会長 三浦 廣 巳

1. 選考委員の任期

令和8年6月1日 から 令和10年5月31日まで

2. 選考委員会委員候補者

○公益を代表する委員

柴 田 一 宏	秋田弁護士会
柏 木 清 一	秋田県民生児童委員協議会会長
藤 田 向	株式会社 秋田魁新報社経営管理本部総務局次長

○福祉サービス利用者を代表する委員

伊 藤 英 紀	秋田県身体障害者福祉協会会長
鈴 木 憲 一	秋田県精神保健福祉会連合会理事長
小野崎 一 哉	公益財団法人 秋田県老人クラブ連合会会長

○社会福祉事業経営者を代表する委員

兼 子 賢 一	秋田県社会福祉法人経営者協議会副会長
三 浦 靖 之	秋田県知的障害者福祉協会会長
黒 崎 義 雄	市町村社会福祉協議会連絡協議会会長

3. 意見書の提出先

- (1) 最寄りの市町村社会福祉協議会又は秋田県社会福祉協議会（秋田市旭北栄町1-5）
- (2) 意見書の用紙は、各市町村社会福祉協議会又は秋田県社会福祉協議会にあります。

4. 意見書の提出期限

令和8年5月26日（火）午後5時

5. 公示期間

令和8年5月13日（水）から令和8年5月26日（火）まで

【問合せ先】〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

秋田県運営適正化委員会（秋田県福祉サービス相談支援センター） 担当 佐藤・青木

TEL 018-864-2726 FAX 018-864-2840 [E-mail] ssc@akitakenshakyō.or.jp